

令和4年度

教 育 行 政 方 針

安中市教育委員会

令和4年度

安中市の教育行政方針

基本理念

第2次安中市総合計画【計画期間：平成30年度から令和8年度までの9か年】では、『まちの将来像』として、

～みんな元気で いきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか～

を理念として掲げています。

「総働」とは、市民と行政だけでなく、多分野にわたる専門家や事業者、団体、学校や研究機関等さまざまな主体が地域の課題を共有し、それぞれが自主的・主体的に取り組み、総力で地域の課題解決を目指すことを示します。

まちの将来像を実現するために、第2次安中市総合計画では、政策を6つの大綱に整理し、それぞれにまちづくりの「基本目標」を定めています。

その中で【政策大綱4】教育・文化・交流における「基本目標」として、

～生涯を通じて学び、人を育むまち～

を掲げています。この基本目標に基づき、すべての市民が生涯にわたり自由に学習できる機会の充実を図るとともに、健やかでたくましく、しなやかに生きる力を持った子どもや若者を育てる教育を推進します。

基本方針

安中市教育委員会では、この第2次安中市総合計画で掲げられている基本目標のうち「生涯を通じて学び、人を育むまち」の着実な実現に向けて、当該計画の中に示されている4つの基本施策と、本市の教育分野の基本目標、重点施策の方向性を定めた安中市教育大綱【計画期間：平成30年度から令和4年度までの5か年】に基づき具体的な取り組みを円滑に進め、SDGsの視点も意識しながら、めざすべき目標に向かって教育行政を推進してまいります。

なお、事業実施にあたりましては、未だに収束の見えない新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら、各種施策に取り組んでまいります。

1 生涯学習・社会教育の充実

2 小・中学校教育の充実

3 生涯スポーツの推進

4 芸術・文化の振興

基本目標 1 生涯学習・社会教育の充実

1 市民と社会ニーズに即した魅力的な学びの提供に努めます。

(1) 学習内容・発表機会の充実

- ・ 「新しい生活様式」を実践しながら、コロナ禍でも実施可能な市民と社会のニーズに即した各種講座を開催、市民の自己啓発や自己実現、人と人のつながりの深化を図ってまいります。
- ・ 市民一人ひとりが新型コロナウイルスの基本的感染対策を徹底し、市民の学習意欲の向上と交流の促進を目指し、学習成果の発表や活用機会の充実を図ってまいります。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止しながら、誰もが自主的に参加し学び始めることができ、一人一人の学習活動が継続できるようＩＣＴを活用した学習機会の充実、講座や講演会等のオンライン対応を推進してまいります。

(2) 青少年教育の充実

- ・ 「新しい生活様式」を実践しながら、青少年の健全育成に向けて、関係団体と連携してコロナ禍でも実施可能な啓発や研修に取り組むとともにパトロール活動の充実を図ってまいります。
- ・ 青少年に関する相談については、関係機関と連携・協力をしながら相談窓口機能の強化を図ってまいります。

(3) 図書館機能の充実

- ・ 市民の情報の拠点、生涯学習活動を支援する場としての図書館機能の充実を図るため、図書館内の配架を工夫し、資料の充実を図るとともに県立及び県内公立図書館との相互貸借、インターネットによる資料情報の提供等利用促進に努めます。
- ・ 2館の協力と連携を図るとともに、広報活動の展開によりサービスの充実を目指してまいります。またインターネットによる貸出予約や資料検索を推進し、利便性の向上とセキュリティの強化を図ってまいります。

2 学びの体制づくりを進めます。

(1) 団体と人材の育成

- ・ 社会教育団体の主体性、継続性を促進し、活動を支援するとともに、指導者養成講座に関する情報の提供及び参加を推進してまいります。また、社会のニーズに対応する活動を行う団体の育成、団体間の交流や連携強化の推進による人のつながりの拡充を図ります。
- ・ 地域の高齢者、民間企業、団体等幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進してまいります。

(2) 施設・設備の計画的な維持管理

- ・ 生涯学習施設は施設、設備両面の老朽化が課題となっており、長期保全計画に基づいた長寿命化を図り、市民が安全かつ快適に芸術文化に親しめるよう適切な管理と運営を目指してまいります。

3 あらゆる機会を通じて人権教育・啓発を推進します。

(1) 人権教育の充実

- ・ 生涯学習の基盤として人権教育を位置づけ、人権について正しい認識を醸成し、さまざまな人権課題への理解を深め、解決するために人権教育を計画的に推進してまいります。また、関係機関と連携しコロナ禍でも実施可能な講演会・研修を開催し、人権教育の啓発に努めてまいります。

(2) 人権啓発の推進

- ・ インターネットによる人権侵害等社会情勢の変化により、人権課題が複雑・多様化している状況を踏まえ、また「安中市新型コロナウィルス感染症の対策及び人権擁護に関する条例」に基づき、継続的な人権教育・啓発を推進してまいります。

あらゆる機会、場を通して子供から大人まですべての市民への人権啓発を推進してまいります。

基本目標2 小・中学校教育の充実

1 未来社会を切り拓く「生きる力」を育む学校教育の充実を図ります。

(1) 確かな学力の向上

- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点から、児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら考え、他者との対話を通して学びを深めたり広げたりできるような授業づくりを推進してまいります。
- ・ タブレット端末や電子黒板、デジタル教科書などのＩＣＴを効果的に活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ってまいります。また、児童生徒の情報活用能力の育成、情報モラル教育の充実を図ってまいります。
- ・ 持続可能な社会の創り手を育成するために、ＳＤＧｓの17の目標や取組と指導内容との関連を意識した授業の充実に努めてまいります。

(2) 豊かな人間性の育成

- ・ 温かい人間関係を基盤とした学校・学年・学級づくりに努めるとともに、多様性を認め、自他を大切にする心や感動する心を育む道徳教育の充実を図ってまいります。
- ・ いじめや差別、偏見を防ぐための継続的な指導と人権教育の充実を図ってまいります。

(3) 健やかな体の育成

- ・ 健康・安全で活力のある生活を送る基礎を培う体育、健康教育、食育、安全教育を推進してまいります。

(4) 一人一人に応じたきめ細かな教育、支援の充実

- ・ 生徒指導推進支援員や特別支援学級助手等の配置により、校内の支援体制の強化に努めるとともに、児童生徒の多様性を尊重し、インクルーシブ教育を推進してまいります。

- ・ 教師の日常観察、毎月の生活アンケート等を通して、市いじめ防止基本方針に基づいたいじめの未然防止、早期発見、早期対応、経過観察に努め、いじめ問題への組織的な取組を推進してまいります。
- ・ 教育支援センター「せせらぎの家」と学校・関係機関との連携をより充実させるとともに、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等との連携により、不登校、虐待等、学校における諸課題への組織的な対応に努めてまいります。

(5) 安心・安全な学びの環境づくりの推進

- ・ 地域や関係機関と連携した交通安全対策、防災・安全対策の充実を推進してまいります。
- ・ 感染症の正しい理解に基づいた「新しい生活様式」を踏まえ、感染症対策を徹底するとともに、不安を抱える児童生徒に寄り添った支援に努めてまいります。
- ・ 令和4年度統合となる学校へ通う児童生徒が、新しい環境の中で安心して学び、望ましい人間関係を築けるような教育環境を整えてまいります。

(6) 家庭・地域とともにある学校づくりの推進

- ・ 全小・中学校に「学校運営協議会」を設置し、コミュニティ・スクールとして、学校教育目標や目指す児童生徒像を共有し、家庭や地域と連携・協働した教育の充実に努めてまいります。

2 教育環境の整備を推進します。

(1) 学校のあり方についての検討推進

- ・ 本市の小中学校適正規模及び配置に関する審議会では、適正な規模・配置に向けた具体的な方策についての答申がなされています。この答申の実現に向けて、教育環境の整備を進めてまいります。
- ・ 統合により廃校となる施設につきましては、学校備品の整理と有効活用に努めるとともに、適切な維持管理に努めてまいります。先ずは教育委員会としての利活用を検討し、その後に資産管理主管課へ引継ぎを行い、新たな活

用法を模索するきっかけづくりに寄与してまいります。

(2) 学校施設の整備・充実

- 原市小学校の屋外トイレにつきましては、安全で衛生的な学習環境に向けて改築工事を実施してまいります。
- 学校給食施設につきましては、老朽化が進んでいるため、国の学校給食衛生管理基準に沿ったドライシステム化への改修を行い、食の安全確保に努めてまいります。
- 学校施設につきましては、児童生徒が日々の学習や生活のために、日常の多くの時間を過ごす教育施設であることから、安全・安心で快適な教育環境の整備に努めてまいります。また、学校施設等の中長期的な施設整備の方針や計画を示し、施設の改修や長寿命化を図ってまいります。
- 学校のＩＣＴ環境整備につきましては、ＧＩＧＡスクール構想の実現を踏まえ、情報セキュリティを高めていくための検討や対応を進めてまいります。

(3) 学校給食事業

- 学校給食事業では、特に地場産物の活用、食品ロスの削減をはじめとした、ＳＤＧｓの視点に立った取り組みを推進するとともに、児童生徒の健やかな成長のため、栄養バランスのとれた、安全安心で美味しい学校給食の提供を行ってまいります。
- 市立中学校に在籍する全学年を対象とした学校給食費無料化を実現しました。新たに小学6年生の児童を対象に無料化を拡大し、子どもたちの学びの支援をしてまいります。
- 学校給食費の納付につきましては、原則として金融機関の口座振替で行っていますが、残高不足等で振替不能となった方や未納者への対応としてコンビニ店舗での納付やスマートフォン決済を導入しました。収納率を向上させ、滞納額の削減に努めてまいります。

基本目標3 生涯スポーツの推進

1 生涯スポーツの振興を推進します。

(1) 軽スポーツの普及・促進

- ・ 市民の健康増進や体力向上を推進するため、「新しい生活様式」の下で出前講座や体験教室などを開催して軽スポーツを普及し、スポーツに親しむ機会の促進や市民が互いにふれあう場の提供に繋げてまいります。

(2) スポーツ大会や合宿の誘致

- ・ 市内のスポーツ施設を活用して開催されるスポーツ大会やイベント等を推進とともに、学校の運動部やスポーツ団体等による合宿を推奨することで、地域経済の向上に寄与し、あわせてスポーツの振興や交流を図る取り組みを進めてまいります。
- ・ 国民体育大会が2029年（令和11年）に群馬県で開催されることから、市内のスポーツ施設が競技会場として指定されることを想定して、事前の情報収集に向けた取り組みを進めてまいります。

(3) 「安政遠足侍マラソン」大会の運営・活用

- ・ 大会の開催にあたり、市民及び関係団体との協働による安定した運営体制を促進するとともに、スポーツ振興と地域活性化への活用を推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策にあたっては、感染拡大防止の取り組みを講じて、安全な大会が開催できるよう努めてまいります。

2 スポーツ施設の計画的な整備を推進します。

(1) 西毛総合運動公園の改修・更新

- ・ 利用者に安全で安心なスポーツ環境を提供するため、都市公園の長寿命化計画に基づき施設整備を計画的に進めてまいります。
- ・ 老朽化に伴う西毛野球場の改修につきましては、整備方針の内容を定める検討を進めてまいります。

(2) スポーツ施設の計画的な維持管理

- ・ 本市のスポーツ施設については、施設の長寿命化を図りライフサイクルコストの削減に取り組み、老朽化が進む施設においては、統廃合を含めて計画的な維持管理に努めてまいります。
- ・ 原市体育館及び隣接の原市卓球場につきましては、雨漏りが生じるため利用者に不便がないよう屋根の改修工事を実施してまいります。
- ・ 弓道場及びアーチェリー場の新設につきましては、設置場所を含めて整備に向けた調査検討を行ってまいります。

基本目標4 芸術・文化の振興

1 芸術文化の振興を図ります。

(1) 芸術文化事業の充実

- ・ 「新しい生活様式」を実践しながら、コロナ禍でも実施可能な市民ニーズを踏まえた魅力的な催し物の企画や実施に努めるとともに、芸術文化の関係団体と連携を深め、学習や発表の機会の充実を図ってまいります。

(2) 施設・設備の計画的な維持管理（再掲）

- ・ 長期保全計画に基づいた長寿命化を図り、市民が安全かつ快適に芸術文化に親しめるよう適切な管理と運営を目指し施設や設備の整備に努めてまいります。

文化センターの駐車場の駐車台数の不足につきましては、継続課題とし市民の利便性の向上に努めてまいります。

2 文化財の適切な保全と活用を進めます。

(1) 文化財の活用推進

- ・ 『歴史の道整備活用事業』は新年度より古道の整備工事に着手するとともに、国史跡指定に向けた準備を行い、堂峯番所、碓氷関所跡等の国史跡を目指し進めてまいります。
- ・ 鉄道文化むらに保存されている「ED42形電気機関車」車両図面及び関係資料の国重要文化財を目指し準備を進めるとともに、資料の保存と活用に努めてまいります。
- ・ 本市として初めての国史跡「築瀬二子塚古墳」と関連する県史跡「後閑三号墳」「下増田上田中1号墳」の価値を守り後世に伝えていくための目標や具体的な取り組みを記載した保存活用計画の策定を行ってまいります。

(2) 文化財に関する情報提供と啓発

- ・ 五料の茶屋本陣の雛人形展・五月人形展の開催、秋に実施している旧丸山変電所の内部公開・文化財愛護ポスター展を引き続き実施します。無形文化

財については小・中学生を対象とした伝統芸能教室を開催し、その啓発に努めてまいります。また、文化財施設のボランティアガイドの育成を通じ文化財の保護と活用をPRしてまいります。

- 市内の貴重な文化財について、市民をはじめとする多くの方へその価値を紹介し、郷土を学ぶ学習の場として提供できるよう努めるとともに、市民団体が市の歴史・文化資源の魅力を発信するイベントなどに対して補助を行う「歴史・文化の魅力発信事業補助金」の活用を促進し、協働してより一層の情報発信を行ってまいります。
- ふるさと学習館では、引き続き郷土の歴史と文化に触れられる常設展示を行うとともに、収蔵している多くの貴重な資料を閲覧していただけるよう定期的に展示資料の入れ替えを行ってまいります。また、様々なテーマを取り上げた企画展とそれに関連する講演や講座を開催し、より深い学びの場を提供してまいります。

(3) 埋蔵文化財調査体制の充実

- 市内における各種開発に伴う埋蔵文化財の事務・調整、確認調査、発掘調査、報告書刊行などを行うとともに、遺跡台帳の更新、出土品の管理などを継続的に実施し、埋蔵文化財調査体制の充実を図ってまいります。